

【交通費助成の手続きについて】

1. 登録申込み

社会福祉課または各振興事務所の福祉窓口にて、「在宅障がい者交通費助成対象者申込書(様式第1号)」に記入・押印いただき、必要書類を添えてご提出下さい。

- 必要書類**
- ①在宅障がい者交通費助成対象者申込書(様式第1号)
 - ②身体障害者手帳、療育手帳、精神手帳の写し
 - ③福祉医療費受給者証(重度)の写し
 - ④難病の方のみ、特定疾患医療受給者証の写し

※登録申込みは、通院・通所先1か所に対して1枚必要です。複数の施設を登録したい方、また複数の交通手段を登録したい方はご相談ください。

2. 助成の決定／却下

審査を行い、助成決定された方は「在宅障がい者交通費助成事業登録内容確認書」、却下の方は「在宅障がい者交通費助成事業登録却下通知書」にてお知らせします。

3. 助成金の申請(※)

「在宅障がい者交通費助成申請書(様式第6号)」に必要事項を記入し、医療機関や通所施設等で通院・通所回数の証明をうけ、社会福祉課または各振興事務所福祉窓口へご提出ください。

人工透析のための通院で「福祉有償運送」または「タクシー」を利用された場合は、領収書の添付が必要です。

4. 助成金の振込み

助成金の振込みは、毎月10日までに提出された分は、翌月の10日(10日が休日の場合は、直前の金融機関営業日)となります。

10日以降に提出された分は、翌々月の10日(10日が休日の場合は、直前の金融機関営業日)になります。振込通知はがきは送付しませんので、通帳にて入金をご確認ください。

※助成金の申請には期限があります。

今年度(3月31日までの分)の申請は、来年度4月10日(10日が休日の場合は直前の開庁日)までに必ず提出してください。

期限を過ぎて提出された分は助成できません。

【お問い合わせ先】

郡上市 健康福祉部 社会福祉課
電話 0575-67-1811